

B005 - 6 - 2 がん治療連携指導料（施）300点

連携医療機関が算定

（計画策定病院に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合
月1回に限り算定）

がん診療連携拠点病院等を中心に策定された地域連携診療計画に沿ったがん治療に関わる医療機関の連携により、がん患者に対して地域における切れ目のない医療が提供されることを評価

◆「がん治療連携指導料」は、

- ・ 計画策定病院（中病）で“がん治療連携計画策定料”を算定した外来の患者に対し、
 - ・ 連携医療機関において、
 - ・ 患者ごとに作成された治療計画に基づく診療を提供し、
 - ・ 計画策定病院（拠点病院）に対し、
 - ・ 患者の同意を得た上で
 - ・ 患者の 診療に関する情報提供を文書により提供 した場合には
 - ・ 月1回に限り
 - ・ 連携医療機関において算定する。
 - ・ 診療情報提供料(I)は、別に算定できない。
-
- ・ 計画策定病院（拠点病院）に対する情報提供の頻度は、基本的には治療計画に記載された頻度に基づくものとする
 - ・ しかし、患者の状態の変化等により、計画策定病院（中病）に対し治療方針につき、相談・変更が必要となった際に情報提供を行った際にも算定できる。